

令和6年3月28日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年3月28日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

第4号 非農地証明について

第5号 非農地判断について

出席委員

2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸	5番 横段 登
7番 立花 達也	8番 水場 光輝	9番 今井 満	10番 亀山 博司
11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝
15番 竹内 誠	17番 石田 尚則	18番 神藤 敦美	19番 北村 正次

欠席委員

1番 柏木 健二 6番 高本 光之 16番 新田 隆次

推進委員

荒谷 博司

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 谷田主査 根本主事

(午後2時)

議長(北村) : それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17番 石田委員、18番 神藤委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、1番 柏木委員、6番 高本委員、16番 新田委員から出されています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「資料1 呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)」、「資料2 呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の実績」、地区会開催について、農業委員会人事異動表です。ありますでしょうか。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積の合計は652㎡の第2種農地です。譲渡人は譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けるものです。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推進委員 : 推進委員 荒谷です。申請地は、国道185号線の仁方トンネル手前を右折し150m程の場所にあります。2筆目は、さらに50m程進んだ場所にあります。譲渡人が高齢になり耕作が困難となったため、地元に住む譲受人が引き続き耕作することになりました。譲受人の耕作意欲が感じられました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、倉橋町字面田〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で1,417㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は傷病により、耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人新規就農し、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：17番 石田です。申請地は、宇和木の中心部から鹿島に向かう県道を上がり、南西方面に進んだ場所にあります。写真を見てお分かりのとおり、豪雨災害で多くの土砂が流入し、畑として使用されずに放置されていた土地です。譲受人は、隣接地で耕作されている方の協力を得ながら土の入替などを行い、果樹園として再生されるとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字西大迫〇〇〇〇番地ほか3筆です。地目は畑。面積は合計5,254㎡の農振農用地です。申請事由は、譲渡人は譲受人からの要望により、所有権を移転するもので、譲受人は経営規模を拡大し、花きを栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：17番 石田です。倉橋町西部の西大迫地区には、平坦な土地が多くあります。申請地は、そこからさらに南東に上がった山際にあります。写真を見てお分かりのとおり大規模な温室施設です。譲渡人が花の栽培を行っていましたが、豪雨災害後は栽培を中断し、現在は放任された状況です。申請者は、会社の経営者でもあります。この施設で大々的な花の栽培を行いたいとのこと。良い案件だと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は602㎡の第2種農地です。申請事由は、譲渡人は遠方に居住し、耕作が困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は新規就農し、果樹及び野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、川尻駅から1km程上った野呂山道と旧道が交わる場所にあります。譲受人は、野菜を作付けするそうです。きれいに管理されており、問題は無いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町大字安登字中条〇〇〇〇番、地目は畑、面積は531㎡の第2種農地です。譲渡人は譲受人からの要望により、所有権を移転するもので、譲受人は、新規就農し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、安浦町安登地区の西部で、ゴルフ場の近くにあります。譲渡人が死亡し、売却される土地を譲受人の奥さん名義で購入されるものです。実際に耕作されるのはご主人で、竹林だった荒地を開墾されたとのこと。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、安浦町大字下垣内字岡田之口〇〇〇番〇ほか1筆で、地目は田、面積は8.21㎡の農振農用地です。譲渡人は譲受人からの要望により、所有権を移転するもので、譲受人は公共事業に伴う財産整理を行い、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、豪雨災害の被害が大きかった地域で、安浦町と黒瀬町の間
間に位置します。砂防ダム建設に合わせて行われた公共事業（水路改良）に伴う土地の交
換になります。一見して場所の特定が難しい状況です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広白岳6丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は145㎡の第2種農
地で、転用目的は、植木苗・盆栽置場として利用するため、所有権を移転するもので
す。規模等は、現況のまま植木苗や盆栽の仮置場として使用するものです。関係法令に
ついては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、
農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：6番 谷です。申請人の自宅の横に駐車場があり、その上に申請地があります。手前は
少し手が入っているようですが、かなりの荒地です。雑木の処理を行った後、苗木や盆栽
置場として、利用されるとのことでした。問題はないと思います。ご審議よろしくお願
いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

立花委員：6番 立花です。苗木管理は、農業ではないのですか。3条許可のような気がします。

議 長：このケースは、純粋な栽培ではない。買ってきた物の一時的な仮置き場である。

石田委員：17番 石田です。登記地目は、どうなるのか。その土地を使って何かを栽培・生産す
るのであれば農地です。この申請は、悩ましいところはあるが、一時的な資材置場であれ
ば雑種地である。

議 長：その他ご意見は、ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可すると決定してご異議ありませんか。

- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。
- 議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字西大迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は172㎡の第2種農地です。転用の目的は、暖房フィンパイプ、資材置場として利用するものです。現地は、耕作されていない農地で譲渡人は今後の耕作の予定がなく、譲受人から買入れたいとの申し出があり、農地を転用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておられません。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 石 田 委 員：17番 石田です。申請地は、先程の3条許可議案3番の隣接地です。申請の当事者は、3条許可申請地と同一人物です。3条申請のあった施設を管理するため必要となる資材置き場への転用申請です。先程ご審議頂いた3条許可に付随する5条許可申請です。ご審議よろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、許可すると決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。
- 議 長：次に、議案第14号「呉市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」を議題とします。農業委員会法第7条第3項に規定する、本指針を定める時に必要な、農地利用最適化推進委員の意見については、令和6年2月14日から19日に開催しました各地区の地区会において、意見聴取を済ませていることをご報告します。それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局：議案第14号「呉市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」をご説明します。農業委員会法第7条第2項に規定する、本指針を定める時に必要な農地利用最適化推進委員の意見については、令和6年2月14日（水）から19日（月）に開催しました各地区の地区会において、意見聴取を済ませていることをご報告します。資料1「呉市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」をご覧ください。概略について説明します。1ページ目「第1基本的な考え方」

で、呉市の現状と課題、平地、中山間地域での実態に応じた取組を記載しています。農業委員と農地利用最適化推進委員が一体としてこれに取り組むためこの指針を策定するものです。また、農業委員、推進委員の任期が3年であることから、3年ごとにこの指針を検証し、見直すこととしています。なお、毎年4月に承認いただいている、農業委員会の「目標及びその達成に向けた活動計画」は単年度の具体的計画として定めているものです。2ページ目以降が「第2具体的な目標と推進方法」で、3つの目標を設定し、それに対する推進方法を記載しています。です。「1. 遊休農地の発生防止、解消について」は、国が公表した呉市内の農地面積2,040haに遊休農地面積114haを加えた2,154haをもとに、遊休農地面積及び解消目標を考慮して目標数値を定めています。遊休農地の解消目標としては、毎年度の「最適化活動の目標の設定等」により、令和3年度の利用状況調査における遊休農地面積(129ha)の5分の1の面積とします。単年度の目標面積を毎年25.8haとし、農地パトロールや1人1筆解消運動により、令和8年4月までに遊休農地面積を36.6とする目標としています。「2. 担い手への農地利用の集積、集約化について」は、呉市農林水産課と協力して、令和6年度末までに「地域計画」の作成を行い、担い手への農地利用の集積、集約化に取り組むこととしております。担い手への農地利用集積目標としては、令和4年3月に広島県より、令和13年3月を目標に呉市分として、集積面積491ha、集積率22.6%の示しがあり、単年度の目標面積を毎年50haとし、令和8年4月に、200.9haの集積面積を目標としています。「3. 新規参入の促進について」は、関係機関との連携、就農後のフォローアップ活動を通じ、新規参入の促進を図ることとしており、これまでの実績を踏まえ、令和8年4月までに、17個人、4法人を3年分の新規参入を数値目標としています。資料2につきましては、改訂前の指針と改訂後の指針の現状や目標を数値化した一覧表です。この指針に基づいて今後の活動を行っていただきたいと考え、この指針改訂を提出させていただきました。ご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。指針について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり改訂することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり改訂と決定します。なお、この指針は、本日付けで呉市のホームページに公表します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が1件、農地法第5条の規定による届出が4件、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が2件ございましたので、ご報告いたします。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について6件を証明し、非農地判断について237件を通知しましたので報告します。

議長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事務局：先月2月の総会で、議案第7号1番の農地法第5条の規定による許可申請が、継続審議となった案件についてです。今回の申請地以外の資材置場全体のお話で、地元の委員さんから排水のことなどを心配されておられましたので、経過をご報告させていただきます。図面を見てください。全体の資材置場として宅地造成区域としているところが、赤色で囲んでいるところです。緑色の太線が河川です。今回、資材置場として農地転用の申請しているところが黄色で囲んでいるところです。都市計画課より指導を受け、現在、開発許可を得て高く積み上げられている残土をなだらかにするため、申請地を資材置場として転用するもので、宅地造成許可の申請をしています。里道については、申請地のすぐ上を上下に分けるように横線が入っている部分が里道で、これを一番下の線の部分に振り替えるようになっていきます。地元委員が心配されておられる排水については、地盤が低く水が溜まりやすい箇所に排水柵、水路を設置（青色部分）し、既存の暗渠排水（黄色）の部分まで延ばして、河川へ排水するようにしています。宅地造成区域の周囲に3カ所排水管（紫色部分）を設置し、排水対策を講じています。また、河川に土砂が流れるのではないかとのご意見を伺っていましたが、土砂の勾配を（30度以下に）緩やかにし、上の部分を平らにするなど、土砂が流れないように対策を講じています。いずれにしても、都市計画課の担当者からは、「宅地造成申請に係る細かいところの指導はしているが、今のところ法令違反等はなく、大きな不備もないことから、里道の付け替えが終了した時点で、許可する方向で考えている。」と聞いております。宅地造成の区域全体の経過報告としては以上です。農業委員会の対応としては、今回の農地転用5条の転用に関しては申請に不備がなく、不許可とする理由はないので、宅地造成許可に合わせて許可することが妥当ではないかと考えています。

宮脇委員：4番 宮脇です。暗きょ排水の強度が小さいのではないかと。つぶれる恐れがあるので、できれば開きょ排水にして欲しい。水路については、どうにかして欲しいと思っています。宅地造成の範囲を変更する場合、盛土法の関係では変更申請ではなく新規での申請

を受けなくてはいけないのでは、確認をしてみてください。また、2月10日発行の市政だよりで盛土規制法が始まる旨のチラシが入っていた。危険な盛土が問題となっているので、詳しく知りたい。

議 場：（委員間の意見交換）

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：地区会開催について、人事異動について、活動記録簿の提出について説明

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議につて報告します。3月8日には、皆さんも参加された広島市南区文化センターで開催の委員研修会に参加しました。3月13日には、会長・事務局長会議が広島市土地改良会館であり出席しました。3月18日は、広島市で開催された常設審議委員会農地部会に出席しました。3月27日には、広島県農業会議の臨時会議が広島市で開催され出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第4回総会は、4月26日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和6年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

（午後3時20分）

以上は、令和6年第3回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員